

グリーンリフォームローンの申込みをしたら、
物件検査を受けるように言われました。
物件検査はどんな流れで、何をすればよいの
でしょうか？

物件検査の流れは以下のとおりです。
検査のために次の3つを行ってください。

- 1 適合証明の申請
- 2 リフォーム工事箇所の写真撮影
- 3 工事完了の報告

物件検査の流れ

申請者

適合証明
検査機関

適合証明検査機関はこちらから確認
https://www.jhf.go.jp/files/topics/5788_ext_99_1.pdf



1 適合証明の申請

⚠️ 工事着工前にご申請を！

申請者が、提出書類（※）を準備し、
適合証明検査機関に適合証明の申請を
します。

工事計画内容
の確認・報告

適合証明検査機関が、リフォーム工事計画
の内容を確認します。確認後、申請者に確
認結果を報告します。

2-1 工事前の写真撮影



申請者（またはリフォーム事業者）は、
工事前の写真を撮影（※）します。

工事着工

2-2 工事中の写真撮影



申請者（またはリフォーム事業者）は、
工事中の写真を撮影（※）します。
（注）リフォーム工事後、工事を実施したこ
とが確認できない箇所（断熱材設置工事
など）がある場合に限りま。

工事完了

3 工事完了の報告

申請者は、提出書類（※）を準備し、
適合証明検査機関に工事完了の報告を
します。

適合証明書を取得するまでには、
書類の確認や現場での確認等で
時間を要します。具体のスケジュール
については、あらかじめ適合証明
検査機関にご相談の上、余裕を
持って進めてください。

現場検査

適合証明検査機関が、現場にて工事実施箇
所を確認します。

適合証明書
の交付

工事に問題ないことを確認できた場合は、
適合証明検査機関が、申請者に適合証明書
を交付します。

※ 1・3の提出書類および2の写真撮影については、裏面で確認→

（注）物件検査には、**手数料がかかります**（お客さまのご負担となります。）。
金額は適合証明検査機関により異なります（金額目安：5～15万円）。
一度お支払いされた物件検査手数料は、融資をご利用いただかない場合や不承認の場合でも返金されません。

1・3の提出書類について

1 工事前：適合証明の申請

次の①～③のすべてをご提出ください。

- ①住宅改良工事適合証明申請書
[適改工第1号書式]
- ②建物の登記事項証明書の写し
- ③リフォーム工事の仕様がわかる
製品カタログ等※

不明な場合は、リフォーム業者に確認

※製品カタログで仕様が確認できるリフォーム工事の例
・高効率給湯機（エコキュート、エコジョーズ、エコフィール）
・ドア、窓、窓サッシ、内窓
・高断熱浴槽 等

製品カタログの例（窓の場合） 詳しくは製品メーカーにご確認ください。

商品名	対象窓種	ガラスの仕様			ガラス中央部の熱貫流率 [W/(m ² ・K)]	開口部の熱貫流率 [W/(m ² ・K)]
		構成	中空層	スペーサー		
■■■■	引違い	3+Ar10+Low-E3	アルゴンガス	樹脂/アルミ	1.5以下	2.75
	片引き	4+Ar9+Low-E3	アルゴンガス	樹脂/アルミ	1.6以下	2.83

3 工事後：工事完了の報告

次の①を必ずご提出ください。

※②・③は該当する方のみご提出ください。

- ①住宅改良工事完了報告書[参考書式]
※工事前および工事中の写真を添付します。
- ②施工された断熱材の使用量（㎡）がわかる資料
＜一定以上の断熱材を設置または交換する工事を行った方のみ＞
- ③検査済証の写し
＜建築確認が必要な工事を行った方のみ＞

申請書式のダウンロード
および提出書類の詳細は
こちらから確認

https://www.jhf.go.jp/jigyousha/kijun/kensetsu_reform_kensa.html



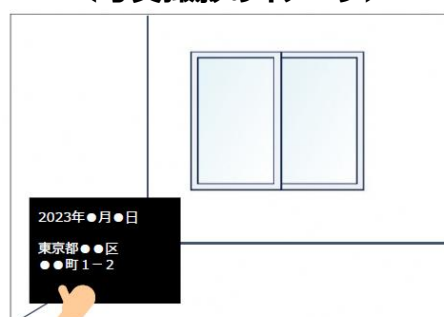
2の写真撮影について

「3 工事完了の報告」時に、融資の対象となるすべての工事（要件工事以外の工事を含みます。）における工事前・工事中の工事写真を添付する必要があります。

＜写真の撮影時期・撮影箇所・撮影方法について＞

撮影時期	撮影箇所	撮影方法
工事前	融資対象工事すべての箇所	「撮影日」及び「物件名※ ¹ 」を記載した黒板、画用紙等※ ² をリフォーム工事実施箇所と一緒に撮影してください。
工事中	融資対象工事のうち、 <u>リフォーム工事後に工事を実施したことが確認できない箇所</u> （断熱材設置工事など）	

＜写真撮影のイメージ＞



※¹ 一戸建て等の場合は「建物の所在地（地名地番又は住居表示）」を、マンションの場合は「マンション名および住戸番号」を記載してください。

※² 電子黒板アプリで撮影する場合も、「撮影日」及び「物件名」を表示して撮影してください。

⚠ 写真に不足があると適合証明書が交付されない場合がありますので、十分にご注意ください。

★技術基準や物件検査について詳しく確認したい場合は、
「【グリーンリフォームローン】技術基準・物件検査のご案内」をチェック
https://www.jhf.go.jp/files/topics/6194_ext_99_0.pdf



グリーンリフォームローンに関するお問合せ先

技術基準・物件検査に関するお問合せ

住宅金融支援機構 技術総合サポート部 技術支援グループ

03-5800-8163

（通話料金がかかります。）

営業時間 9:00～17:00（月～金曜日、祝日、年末年始を除きます。）

融資に関するお問合せ

住宅金融支援機構 カスタマーセンター

0120-0860-35

通話無料

営業時間 9:00～17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）

ご利用いただけない場合は、次の番号におかけください。

Tel 048-615-0420（通話料金がかかります。）